

件名	愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例						
主管課	健康増進課						
根拠法令等							
<p>【制定の概要】</p> <p>妊婦健康診査臨時特例交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 母子保健法第 13 条に基づき市町が実施する妊婦の健康診査に要する経費の財源に充てるため、妊婦健康診査臨時特例基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>							
施行日	公布の日（平成 23 年 3 月 31 日限り失効）						
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金による補助対象事業 市町が委託する病院、診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査（必要回数 14 回）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（現状）</td> <td style="text-align: center;">（拡充後）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 回 （市町）</td> <td style="text-align: center;">5 回 （市町）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 回 〔個人負担又は 市町の任意助成〕</td> <td style="text-align: center;">9 回 （国 1/2） （市町 1/2）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">基金</p> <p>2 基金繰入額見込み 平成 20 年度 817,591 千円</p> <p>3 基金の残額の処分 基金は平成 23 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付する。</p>		（現状）	（拡充後）	5 回 （市町）	5 回 （市町）	9 回 〔個人負担又は 市町の任意助成〕	9 回 （国 1/2） （市町 1/2）
（現状）	（拡充後）						
5 回 （市町）	5 回 （市町）						
9 回 〔個人負担又は 市町の任意助成〕	9 回 （国 1/2） （市町 1/2）						